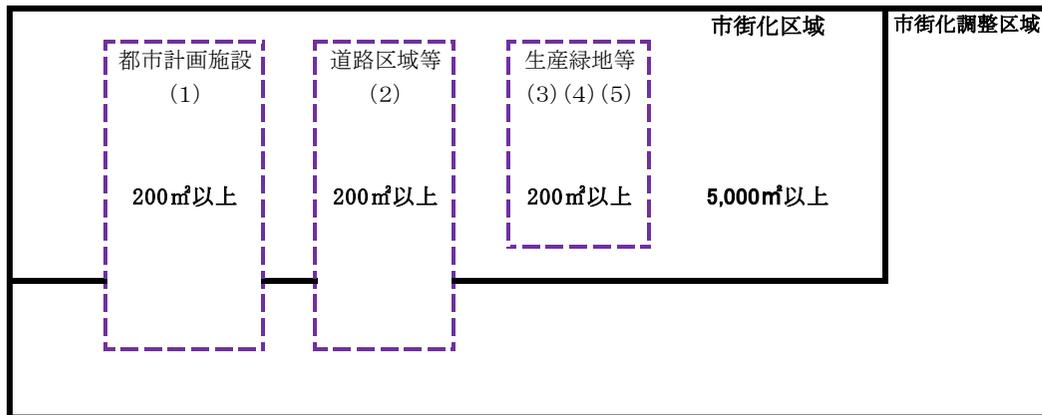


【第4条・届出対象】

有償譲渡（譲渡先が決まっている場合）

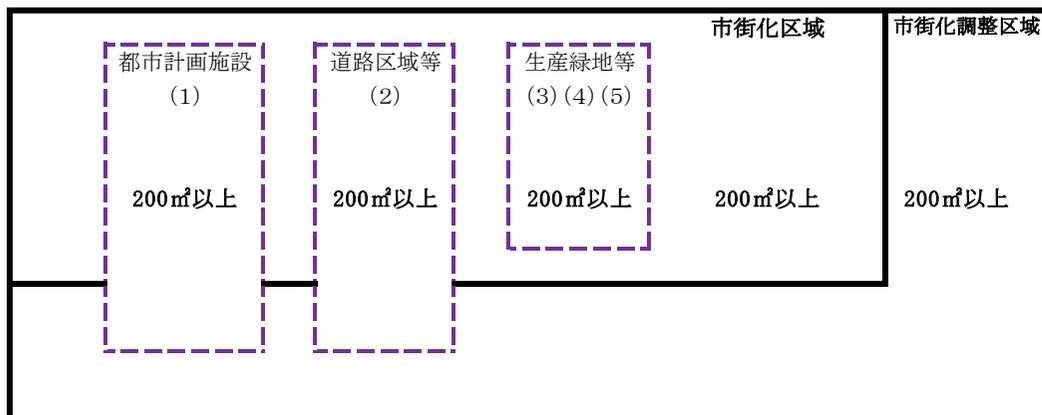
都市計画区域内



【第5条・申出対象】

買取希望（都市計画区域内で200㎡以上の土地）

都市計画区域内



(1)	都市計画施設の区域にある土地	都市計画法第11条第1項の各号に定められた施設 道路、公園、墓園、水道、電気、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、河川、学校、図書館、病院、保育所、市場、畜場、火葬場、一団地の住宅施設又は公官庁施設、流通業務団地など
(2)	都市計画区域内で右欄の区域内にある土地	・道路法に基づき決定された道路区域 ・都市公園法に基づき決定された都市公園を設置すべき区域 ・河川法に基づき指定された河川予定地 ・文化財保護法に基づき指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地で、市長が指定し公告したもの
(3)	土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業で、知事が指定し公告したものを施行する土地の区域の中にある土地	
(4)	新都市基盤整備事業又は住宅街区整備事業の施工区域として定められた区域の中にある土地	
(5)	生産緑地地区の区域の中にある土地	

※ 月ヶ瀬、都祁地域は、都市計画区域外です。

※ 奈良市の場合、都市計画区域外は対象外（提出不要）です。